

(平成26年8月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、申立期間当時大学生であり、A市に住んでいた。私が学生の間は、母が毎年国民年金保険料の免除申請の手続きを行ってくれていたが、申立期間の保険料が未納とされているので、保険料の免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が住民登録していたA市における国民年金被保険者収滞納一覧表及び同市の申立人に係る国民年金の電算記録において、平成5年1月から8年3月までは国民年金保険料の申請免除期間となっているが、申立期間については未納期間となっており、免除承認記録は確認できない。

また、申立人に係るオンライン記録によると、平成9年7月8日付けで、過年度保険料の納付書が作成された事跡が確認でき、その納付対象期間は申立期間と同一であると推認できることから、当該納付書の作成時点では、申立期間は未納期間となっていたことがうかがえるほか、申立期間に係る免除記録が取り消されるなどの不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

九州（福岡）国民年金 事案 2808

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から同年12月までの期間、47年11月及び48年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から同年12月まで
② 昭和47年11月
③ 昭和48年1月

私は、結婚した昭和41年頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同市のB出張所で納付していたにもかかわらず、当該期間が国民年金の未加入期間となっているため、保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市のB出張所で納付していたと主張しているが、同市は、同出張所に国民年金係を設置したのは平成6年であり、申立期間当時、同出張所において保険料の納付はできなかった旨回答している。

また、申立期間の保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、A市に係る国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録において、申立人に対し手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から46年1月までの期間及び53年9月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から46年1月まで
② 昭和53年9月から54年3月まで

申立期間①については、A県B市からC県D市への転居に伴い、B市役所で転出証明の交付を申請した際に、窓口に来た年金の係の職員から国民年金保険料の納付を勧められ、当該期間の保険料を現金で一括で納付した。

申立期間②については、D市役所で、現金で納付していた。

申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、B市役所で転出証明の交付を申請した際に、当該期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人に係るB市及びD市の国民年金被保険者名簿の記録並びに申立人の供述から、申立人がB市からD市へ転居した時期は昭和52年であると考えられ、当該時点において、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間①の保険料を一括で納付したとしているが、申立人がB市からD市へ転居したと考えられる昭和52年当時は、保険料の特例納付制度は行われていない。

さらに、申立人に係るB市の電算記録、同市及びD市の国民年金被保険者名簿並びに国民年金被保険者台帳において、申立期間①の保険料は未納とされていることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

2 申立期間②について、D市の国民年金被保険者名簿、前述の国民年金被

保険者台帳及びオンライン記録によると、昭和 53 年 9 月の保険料は未納、同年 10 月から 54 年 3 月までの期間は保険料の申請免除期間と記録されていることが確認でき、当該免除期間の保険料を納付するためには追納の申出が必要となるが、申立人から当該期間に係る追納の申出をした旨の主張は無く、当該被保険者名簿、被保険者台帳及びオンライン記録においても追納申出の記録を確認することができない。

- 3 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 62 年 3 月まで
申立期間については、私の母が、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれたにもかかわらず、国民年金の未加入期間となっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人が提出した年金手帳から、申立人が最初に国民年金の被保険者となった日は「平成 3 年 4 月 21 日」と記載されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、前述の年金手帳に記載されている姓及び住所は、申立人が婚姻した後のものであるほか、オンライン記録では、前述の申立人の国民年金被保険者資格の取得（資格取得日は、平成 3 年 4 月 21 日）に係る入力処理日が同年 7 月 17 日であることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 4 月から同年 7 月頃までに払い出されたと推認されることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、前述の払出時期より前に、申立人に対し別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月26日から29年3月1日まで

私は、昭和26年3月からA国へ移住する直前の30年8月までB事業所に継続して勤務し、毎月の給料から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所は、厚生年金保険適用事業所記号番号払出簿から、昭和26年12月26日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後、29年3月1日付けで再度適用事業所となっており、同事業所は申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとして氏名を挙げた同僚二人も、申立人と同様に申立期間に係る申立事業所の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、前述の同僚二人は既に死亡しているため、当時の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について供述を得ることができない。

加えて、申立事業所は、平成22年3月31日で解散しており、解散時の清算人は、同事業所に係る貸金台帳等の関連資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。